

年減点補正率を加味した評価額であつても評価額が下がらないことになる。

③賦課期日以降に所有者が死亡した場合、相続人が収めていた。期日以前に亡くなった場合は新所有者に対して課税となる。登記されていない家屋については、未登記家屋の所有者訂正手続きを行なっていた。

また、賦課期日までに相続登記が完了していない場合、相続人が所有者とみなされる。相続人が複数である場合、全員の共有という形になり、この場合には納税通知書を受け取り、代表して納めていただく方を納税義務に係わる納税相続人代表者指定届けを提出していただくようお願いしている。

再質問 (議員)

ごみの散乱防止に係る罰則の見直しについて

質問 (議員)

我が常総市は東京から車や列車で1時間圏内でありながら、東西には、小貝川、鬼怒川が流れ、北には筑波山を望む自然豊かな美しい田園都市でもある。市内に

都市計画税は目的税であり、どのような目的で、どう使われているか何う。

再答弁 (企画部長)

平成22年度は、2億4477万円の決算である。主な使途は、公共下水道の繰り出し金と公債費で1億3700万円、都市計画公債費に9300万円、江連都市下水道に900万円、まちづくり事業費に400万円を充当している。

(その他の質問)

- 自治区長の委嘱について
- シルバー人材センターの雇用について
- 臨時職員について



堀越 輝子 議員

は、国の指定文化財の坂野家をはじめ、長塚節の生家や歴史ある神社仏閣が数多く存在し、近隣の県立自然博物館も含めると観光地としての潜在能力はかなり高いものであるが、まだまだ

十分にその能力が発揮されていないのが現状であると思われる。市の魅力を広くPRし、多くの観光客に来ていただくことも大切である。また、同時に市内の観光地をめぐってそのよさを感じていただくためにも、移動途中、目に映る風景の美しさも大切である。観光地としての発展のためには、観光スポットを点で捉えるのではなく、面で捉えていることが肝要である。しかしながら、市内を見回すと、道路脇や山林にポイ捨てされたごみが目立ち、景観を損なっているのが現状である。観光誘致を考えたとき、ごみ問題は早急に解決しなければならぬ課題である。ごみのポイ捨てを防止するために、常総市ごみの散乱防止に関する条例第22条の罰則規定について見直し、例えば第16条にある、ごみの散乱防止推進員がポイ捨てを現認した場合、罰金を徴収するといった方向に強化するよう検討いただけないか、市の考えを伺う。

答弁 (市民生活部長)

市が、直接罰則を科す事は、上位法令抵触の可能性がある。また、指導・命令・罰則を科すことができる



指定職員でないといけないとなっており、その場で過料を科すことは難しいと判断する。一方、罰則による抑止効果もあり、十分に研究していく。

(その他の質問)

○公民館の役割とその活用について

情報化インフラ整備について

質問 (議員)

情報化社会に備える自治体づくりや市民サービス拡大のため、情報インフラを行政主導で進める必要があると考える。当市では光回線未整備地区も多く、早期実現を求める声が私に届いている。

金子 晃久 議員

- ①未整備に関し、問合せや改善提案等、どんなものが、どのくらい来ているか。
- ②これらを受け、偏りのない情報インフラ整備に市はどう取り組んでいるか。
- ③国・県・市道、高速等の情報交通インフラ整備を充実させた都市は、人・物・金の潤滑な移動促進をもたらす、大きな活力を与え、発展の起爆材料になった。現在、車社会から情報化社会へのパラダイムシフトが東

答弁 (企画部長)

①20・21年度にそれぞれ3件、22年度に1件の市民